

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則

平成30年3月23日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成30年条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事前協議書等の届出等)

第3条 条例第8条の規則で定める事前協議書は別記様式第1号とし、その他規則で定める書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 事業者及び工事施行者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）
  - (2) 事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
  - (3) 事業者及び工事施行者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書類
  - (4) 事業者及び工事施行者が条例第12条第2項第3号に該当しないことを誓約する書類
  - (5) 事業区域に係る土地の位置を示す図面
  - (6) 土地利用計画平面図
  - (7) 造成計画平面図及び断面図
  - (8) 排水計画平面図
  - (9) 擁壁の背面図及び断面図
  - (10) 排水流域図
  - (11) 事業区域及び排水先の現況写真
  - (12) 大規模な太陽光発電設備の構造図及び着色した透視図
  - (13) 維持管理に係る計画書（別記様式第2号）
  - (14) 立地環境に関する概要書（別記様式第3号）
  - (15) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業に該当する場合にあっては、同法第21条第2項に規定する評価書の副本
  - (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、事前協議が終了したと認めるときは、事前協議終了通知書（別記様式第4号）により、事業者に通知するものとする。

(説明会の開催)

第4条 事業者は、条例第9条第2項の規定により説明会を開催しようとするときは、あらかじめ、説明会実施計画書（別記様式第5号）に説明会で配布する資料を添えて市長に提出しなければならない。

2 事業者は、説明会実施計画書の提出後、速やかに次に掲げる事項を記載した広告をし、事業計画の案を当該広告を終えた日の翌日から起算して30日間、近隣住民等の縦覧に供しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

(2) 事業計画の案の縦覧場所及び期間

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 事業者は、近隣住民等の参集の便を十分考慮して説明会を開催する場所及び日時を決定し、説明会を開催する場所及び日時を近隣住民等に十分に周知しなければならない。

4 説明会は、第2項に規定する縦覧の期間が満了し、かつ、前項の規定による十分な周知を終えた後に開催しなければならない。

5 事業者は、説明会を開催したときは、当該説明会を開催した日から起算して7日以内に、説明会開催報告書(別記様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 説明会で配布した資料

(2) 説明会の議事概要及び議事録

(3) 説明会の出席者名簿の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(意見の申出)

第5条 条例第9条第3項の規定による意見の申出を行おうとする近隣住民等は、説明会が開催された日から起算して21日以内に、事業者に対し事業計画に対する意見を記載した書類(次項及び次条において「意見書」という。)を提出するものとする。

2 事業者は、意見書の提出があったときは、説明会が開催された日から起算して28日以内に、意見の概要を記載した書面に当該意見書の写しを添えて市長に報告しなければならない。

(近隣住民等との協議)

第6条 事業者は、意見書の提出があったときは、説明会が開催された日から起算して45日以内に、意見書を提出した近隣住民等に対し当該意見書に対する見解を示した書類(第4項において「見解書」という。)を提出し、協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による協議を行うときは、あらかじめ、協議計画書(別記様式第7号)に協議で配布する資料を添えて市長に提出しなければならない。

3 事業者は、近隣住民等に対し第1項の規定による協議を行うときは、その内容を説明し、当該近隣住民等の理解を十分に得るものとする。

4 事業者は、第1項の規定による協議を行ったときは、当該協議を行った日から起算して7日以内に、協議状況報告書(別記様式第8号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 協議で配布した資料

(2) 見解書の写し

(事業計画の許可申請)

第7条 条例第11条第1項の許可を受けようとする事業者は、事業計画の許可申請書(別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。

第8条 条例第11条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第3条第1項各号に掲げる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可の基準)

第9条 条例第12条第1項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域に砂防指定地(砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定され

た土地をいう。)を含まないこと。

- (2) 事業区域に森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項及び第2項並びに第25条の2第1項及び第2項の保安林の存する土地を含まないこと。
  - (3) 事業区域に地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域を含まないこと。
  - (4) 事業区域に河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域を含まないこと。
  - (5) 事業区域に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域を含まないこと。
  - (6) 事業区域に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域及び第9条第1項の土砂災害特別警戒区域を含まないこと。
- 2 条例第12条第1項第2号の規則で定める基準は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「盛土規制法施行令」という。)第7条、第18条及び第19条に掲げる基準を満たすものであることとする。
  - 3 条例第12条第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
    - (1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
    - (2) 排水施設の構造が盛土規制法施行令第16条に掲げる基準を満たすものであること。
    - (3) 擁壁、崖面その他の地表面に講ずる措置が盛土規制法施行令第8条から第15条まで及び第17条に掲げる基準並びに盛土規制法施行令第20条の規定により別に定める基準を満たす方法で設置されていること。
    - (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて市長が必要があると認める場合は、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されていること。
  - 4 条例第12条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
    - (1) 軟弱地盤である場合は、地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
    - (2) 事業区域の境界に境界杭、フェンス等の工作物が設置されていること。
  - 5 条例第12条第1項第5号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
    - (1) 事業区域に接する道路の幅員が6メートル未満の場合は、当該道路と事業区域に接する部分について、道路の幅員を6メートル確保できるよう事業区域を後退させる等大規模な太陽光発電設備の搬入の用に供する車両の通行に支障がないようにするための措置が講じられていること。
    - (2) 大型車の通行等による既存の道路、河川及び水路の破損等を防止する措置が講じられていること。
  - 6 条例第12条第1項第6号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
    - (1) 太陽光パネルの設置角度の調整、低反射パネルの使用、植栽等により太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。
    - (2) 大規模な太陽光発電設備から発生する騒音が和歌山県公害防止条例(昭和46年和歌山県条例第21号)第17条第1項の排出基準に適合していること。

- (3) 事業完了後における大規模な太陽光発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。
  - (4) 造成工事並びに大規模な太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の環境への影響を最小限とするものであること。
  - (5) 事業区域内に事業区域と接する土地との間に20メートル以上の幅の緩衝帯が設けられていること。
- 7 条例第12条第1項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域に自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号の国立公園を含まないこと。
  - (2) 事業区域に和歌山市景観条例（平成23年条例第25号）第6条第2項の景観重点地区を含まないこと。
  - (3) 大規模な太陽光発電設備が市の景観の骨格を形成する山並み景観その他丘陵・里山景観の保全上支障があるものではないこと。
  - (4) 大規模な太陽光発電設備が地域の歴史的・文化的景観資源その他良好な景観資源の価値を損ねるものではないこと。
  - (5) 前4号で掲げる基準のほか、景観計画で定める基準に適合していること。
- 8 条例第12条第1項第8号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域及びその周辺地域に動植物の重要な種、動物の注目すべき生息地又は重要な植物群落が分布している場合は、当該分布地域の生息又は生育環境の保全に必要な措置を講ずること。
  - (2) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の鳥獣保護区を含む場合は、当該鳥獣保護区において鳥獣を保護すべき措置が十分に取られていること。
  - (3) 事業区域及びその周辺地域に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最少限度の範囲の伐採であること。
- 9 条例第12条第1項第9号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業計画が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定契約に基づく電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達を前提とするものである場合は、同法第9条第4項により認定を受けていること又は認定を受けることが見込まれること及び同法第15条各号のいずれにも該当しないこと。
  - (2) 事業に関する工事が電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第65条第1項の主務省令で定めるものに該当する場合は、工事の計画が電気事業法（昭和39年法律第170号）第47条第3項各号のいずれにも適合していること。
  - (3) 事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）第12条第1項又は盛土規制法第30条第1項の許可を要する行為である場合は、盛土規制法第12条第1項若しくは盛土規制法第30条第1項の許可を受けていること又は許可を受けることが見込まれること。
  - (4) 事業に関する工事が森林法第10条の2第1項に規定する開発行為に該当するときは、同項の許可を受けていること又は許可を受けることが見込まれること。
  - (5) 事業が関係法令の基準に適合していること。

10 条例第12条第1項第11号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域に近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第5条第1項の近郊緑地保全区域を含まないこと。
- (2) 事業区域の土地の所有権若しくはこれを使用する権原を有していること又は有することが見込まれること。
- (3) 太陽光パネルを支持する架台の基礎は、上部構造が構造上支障のある沈下、浮き上がり、転倒又は横移動を生じないように、安全に地盤に定着されたものであること。
- (4) 太陽光パネルは、荷重又は外力によって、脱落又は浮き上がりが生じないように、構造耐力上安全に取り付けられたものであること。
- (5) 事業終了後は、速やかに大規模な太陽光発電設備を撤去し、整地、緑化、修景その他周辺環境の保全及び防災のために必要な措置を講じる計画となっていること。
- (6) 本市の環境、事業区域の特性及び事業計画の内容に鑑み、市長が必要と認めるときは、前各項及び前各号に規定するもの以外のものについての当該必要な措置が講じられ、また、前各項及び前各号の基準のうち安全性に関するものが安全側に計画されること。

第10条 事業に関する工事が前条第9項第3号の許可の基準に適合しているときは、同条第2項から第4項までの許可の基準に適合しているものとみなすことができる。

（変更許可の申請）

第11条 条例第13条第1項の許可を受けようとする事業者は、事業計画の変更許可申請書（別記様式第10号）に変更の内容を明らかにする書類を添えて市長に提出しなければならない。

（許可通知及び許可しない旨の通知）

第12条 市長は、条例第11条第1項の許可に係る申請及び条例第13条第1項に規定する変更の許可に係る申請があった場合において、これらの許可をするときにあっては許可通知書（別記様式第11号）により、許可をしないときにあっては許可しない旨の通知書（別記様式第12号）によりこれらの申請をした者に対し通知するものとする。

（着手の届出）

第13条 条例第14条の規定による届出は、大規模な太陽光発電設備設置の着手届出書（別記様式第13号）により行うものとする。

（関係書類の閲覧）

第14条 事業者は、条例第15条の規定による閲覧をさせる場合は、あらかじめ、閲覧をさせる場所及び時間を定めて行わなければならない。

（完了等の届出）

第15条 条例第16条第1項の規定による届出は、大規模な太陽光発電設備設置の完了（廃止）届出書（別記様式第14号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 工事における各工程の写真
- (2) 工事完了が確認できる写真
- (3) 事業区域の位置を示す図面
- (4) 土地利用計画平面図

2 条例第16条第2項の規定による通知は、許可内容に適合していると認める場合にあっては検査済証（別記様式第15号）により、適合していないと認める場合にあっては検査済証を交付できない旨の通知書（別記様式第16号）により行うものとする。

(身分証明書)

第16条 条例第31条第2項の身分を証明する書類は、別記様式第17号とする。

(準用事業者の事前協議書等の届出等)

第17条 条例第34条第1項の規定により読み替えて準用する条例第8条の規則で定める事前協議書は別記様式第18号とし、その他規則で定める書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 準用事業者及び工事施行者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）
- (2) 事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (3) 準用事業者及び工事施行者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書類
- (4) 準用事業者及び工事施行者が条例第34条第4項の規定を満たすことを誓約する書類
- (5) 事業区域に係る土地の位置を示す図面
- (6) 土地利用計画平面図
- (7) 造成計画平面図及び断面図
- (8) 排水計画平面図
- (9) 擁壁の背面図及び断面図
- (10) 排水流域図
- (11) 事業区域及び排水先の現況写真
- (12) 太陽光発電設備の構造図及び着色した透視図
- (13) 準用事業の維持管理に係る計画書（別記様式第19号）
- (14) 準用事業の立地環境に関する概要書（別記様式第20号）
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(準用近隣住民等との協議終了の通知)

第18条 条例第34条第2項の規定による通知は、準用近隣住民等との協議終了通知書（別記様式第21号）により行うものとする。

(準用事業者の工事着手の届出)

第19条 条例第34条第1項の規定により読み替えて準用する条例第14条の届出は、太陽光発電設備設置の着手届出書（別記様式第22号）により行うものとする。

2 条例第34条第1項の規定により読み替えて準用する条例第14条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 準用近隣住民等との協議終了通知書の写し
- (2) 事業計画
- (3) 第17条各号に掲げる書類（工事着手の届出時のもの）

(書類の提出部数)

第20条 条例及びこの規則に基づき市長に提出する書類は、正本及び副本とし、その部数は、正本にあっては1部、副本にあっては12部とする。

(その他)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第1条から第6条までの規定は、公布の

日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 2 日）

この規則は、和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年条例第 1 号）の施行の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 1 日）

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

2 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成 6 年規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の項中「、別記様式第 9 号」を削る。

附 則（令和 5 年 5 月 1 5 日）

この規則は、令和 5 年 5 月 2 6 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 2 日）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第 9 条の規定は、この規則の施行の日以後に和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成 3 0 年条例第 7 号。以下「条例」という。）第 1 1 条に規定する事業に関する工事に着手する事業者（同日前に条例第 8 条若しくは条例第 3 4 条第 1 項に基づく事前協議書の届出又は和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成 3 0 年和歌山県条例第 1 6 号）第 7 条に基づく太陽光発電事業計画の認定の申請を行った上で、令和 9 年 3 月 3 1 日までに工事に着手する者を除く。）について、適用する。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

3 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成 6 年規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の項中「別記様式第 1 号、」、「、別記様式第 7 号」及び「、別記様式第 1 8 号」を削る。

附 則（令和 6 年 3 月 2 2 日）

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第 9 条の規定は、この規則の施行の日以後に和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成 3 0 年条例第 7 号。以下「条例」という。）第 1 1 条に規定する事業に関する工事に着手する事業者（同日前に条例第 8 条若しくは条例第 3 4 条第 1 項に基づく事前協議書の届出又は和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成 3 0 年和歌山県条例第 1 6 号）第 7 条に基づく太陽光発電事業計画の認定の申請を行った上で、令和 9 年 9 月 3 0 日までに工事に着手する者を除く。）について、適用する。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

3 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の項中「、別記様式第3号」及び「、別記様式第20号」を削る。

附 則（令和7年2月18日）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。